

むろしん緑の基金 助成規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、室蘭市およびその周辺地域の公園、道路、河川、学校等の公共施設およびこれに準ずる民有地の緑化推進等の活動に対して一般財団法人むろしん緑の基金（以下「当基金」という。）が行う助成等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象となる活動は、次のとおりとする。

- (1) 樹木の寄贈、植樹等による公共施設等の緑化活動
- (2) 公共施設等の緑化維持のためのメンテナンス活動
- (3) 緑化推進等を主体とした生活環境向上についてのセミナー、講演会の開催等による啓蒙活動

(助成額)

第 3 条 助成額は、原則として1件50万円以下とする。

(助成の申込み)

第 4 条 助成を受けようとする者は、あらかじめ別記1号様式または同様式の要件を満たした申込書を提出しなければならない。

(助成の決定)

第 5 条 助成事業は、別に定める「緑化推進活動助成審査基準」により審査を行い、理事会の承認により最終決定する。
2 前項により決定を行った場合、別途書面により助成を受けようとする者に通知する。

(助成金の交付等)

第 6 条 助成金を交付する場合は、助成金交付請求書に基づき、原則、当年度計画事業の70%以上が終了した後に交付するものとする。

(承認等事項)

第 7 条 助成対象者は、次の一つに該当する場合は、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。
(1) 助成対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
(2) 助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき。

(事業実績報告)

第 9 条 助成を受けた者は、その助成を受けた事業の終了後2ヶ月以内に、任意の書式をもって、実績報告書を提出しなければならない。

(出版物等)

第 10 条 助成対象者は、助成対象事業に関連して作成する成果物及び新聞、マスコミ等発表時には、当該事業が当基金の助成を受けた旨を明記するとともに当基金に提出すること。

(助成の取消し)

第11条 助成金を他の目的に使用した場合、その他理事長が不相当と認めたときは、第5条による助成の決定を取消することができる。

2 前項による取消しを行う場合は、書面により通知するものとする。

3 前項による取消しを受けた者で、既に助成金の交付を受けている者は、取消し決定通知の日から起算して30日以内に、その金額を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

緑化推進活動助成審査基準

2012年 Ver

「助成の対象」は規程第2条に基づくものですが、選考の公平性・客観性が図られるよう、次の項目について審査するものとします。

参 考	(助成の対象)
	第2条 助成の対象となる活動は、次のとおりとする。 (1) 樹木の植樹・移植等による公共施設等への緑化活動 (2) 公共施設等の緑化維持のためのメンテナンス活動 (3) 緑化推進等を主体とした生活環境向上についてのセミナー、講演会の開催等による啓蒙活動

- (1) 単年度の事業を対象とします。

継続事業は、新規事業の参入を妨げるとともに既得権化する恐れがあるので、原則として最長3ヵ年までを目途とします。

また、2年目以降の継続事業は他の新規事業に劣後して審査対象といたします。

- (2) 事業に対する取り組み姿勢として、少なくとも所要経費の50%以上の自己負担が出来る事業に限らせていただきます。
- (3) 組織の管理運営費への助成は対象外となります。
- (4) 国や都道府県、市町村等の公的団体が取り組むべき大規模・アカデミックであると思われるものについても対象外となります。
- (5) 申請者の組織体制や過去における活動実績についても配慮いたします。
- (6) 同一地域内で助成事業が片寄ることがないように配慮いたします。